

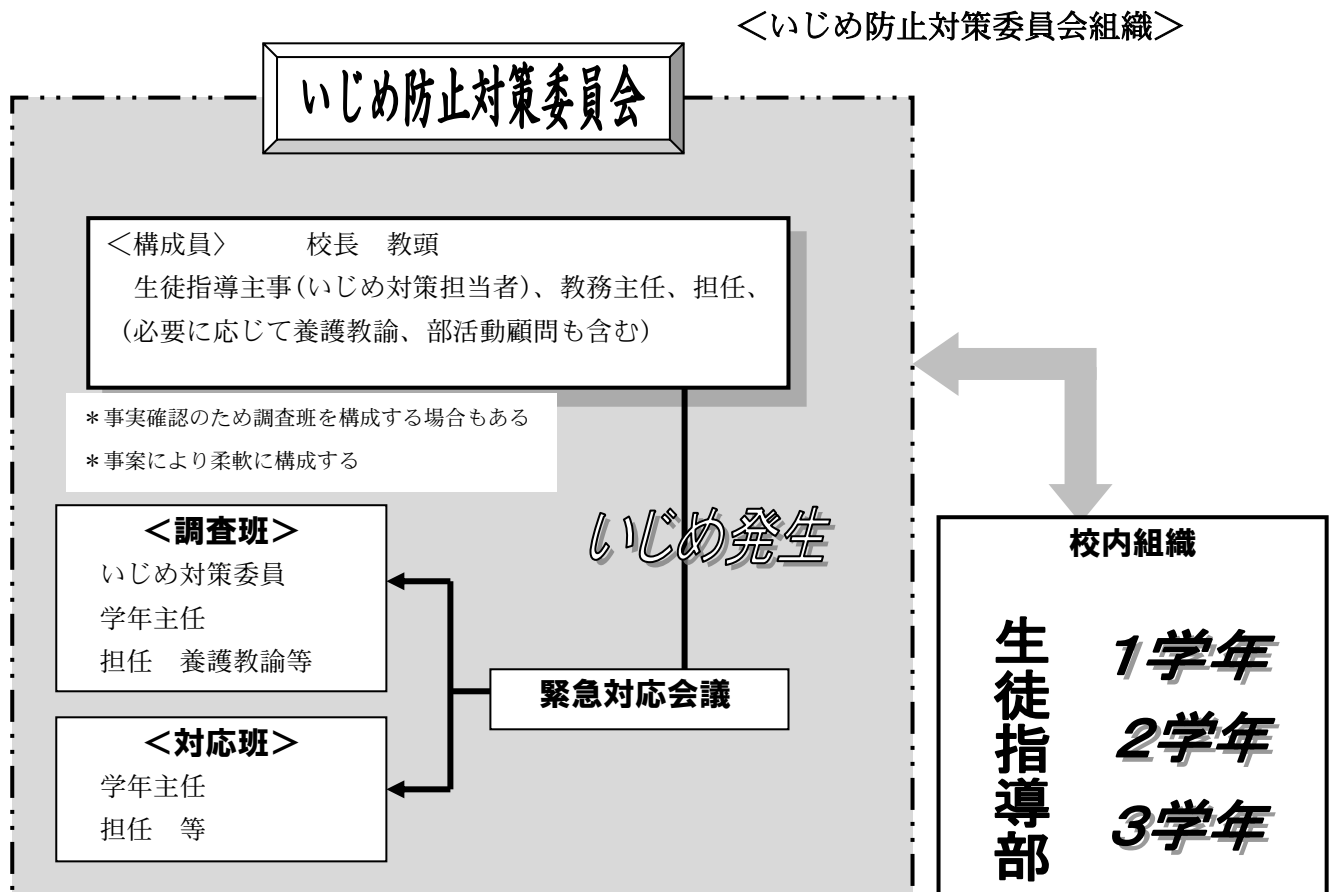
岩内第二中学校 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ防止対策委員会の設置について

- いじめ対策委員会は、「いじめ防止対策推進法」第22条で整備が義務づけられている「いじめ防止等対策組織」を指す。
- 構成は、学校長、教頭、生徒指導主任（いじめ対策担当者）、担任、（状況に応じて学年主任や養護教諭も含む）を中心に、専門的な知識を有する者の外部人材としてスクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。
- いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。



※定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 年間を通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

＜年間指導計画例＞

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ防止対策委員会会議 ・指針方針 ・指導計画等	保護者会等による 保護者向け啓発	事案発生時、緊急対応会議の開催		
防止対策	学級づくり 学年づくり 生徒指導交流	生徒指導交流	生徒指導交流	生徒指導交流	
早期発見		人間関係づくり	いじめアンケート 学校生活アンケート	チャンス相談	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ防止対策委員会会議 ・指針方針 ・指導計画等		保護者会等による 保護者向け啓発			いじめ防止対策委員会会議 ・指針方針 ・指導計画等	
防止対策	学級づくり 学年づくり	生徒指導交流	生徒指導交流			生徒指導交流	
早期発見	人間関係づくり	学校生活アンケート いじめアンケート	教育相談週間			チャンス相談	

チェックポイント1【指導体制】

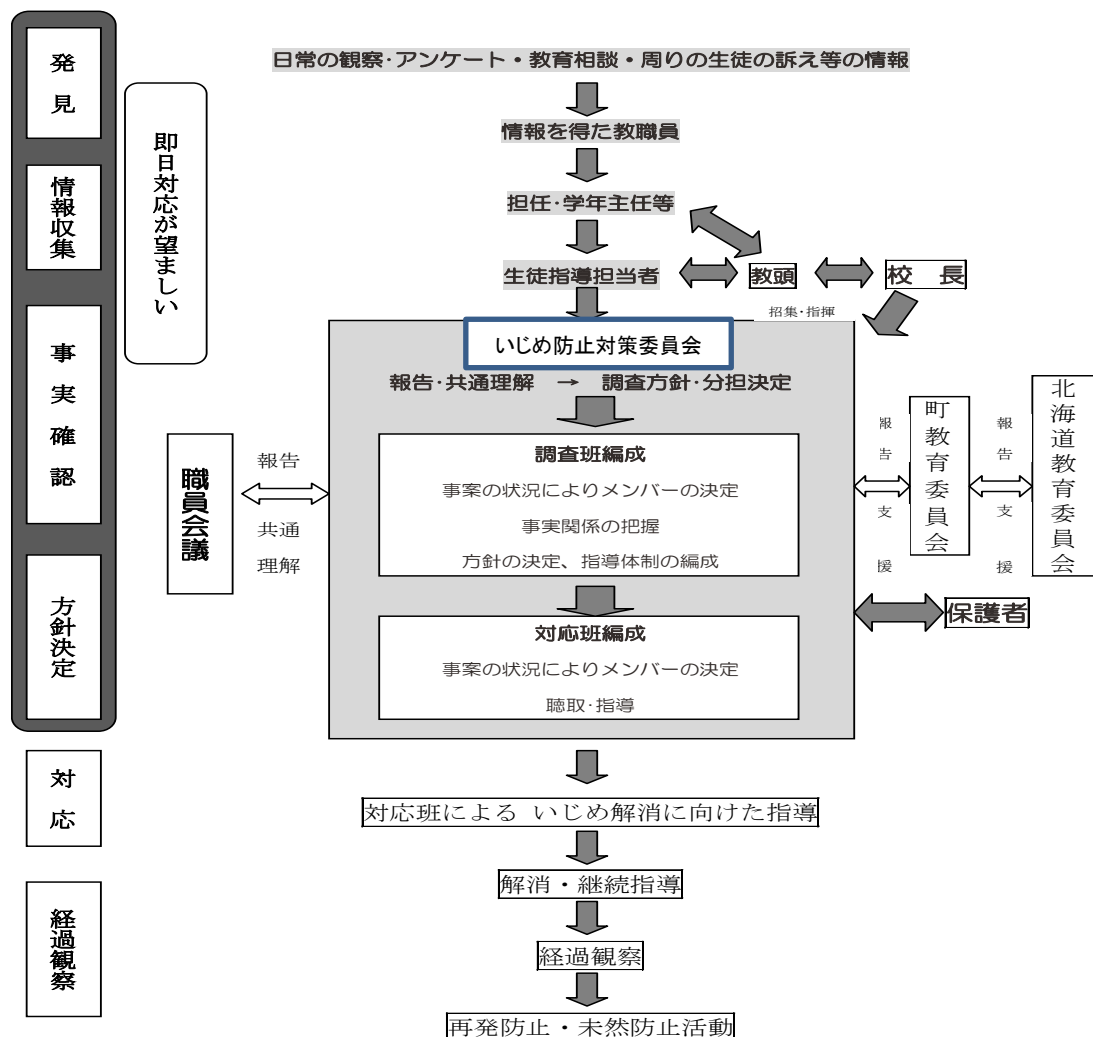
- ☐ いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない環境づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- ☐ いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ☐ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応しているか。

II いじめが起こった場合の組織対応の流れ（学校全体の取り組み）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案が発生した場合

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ 教育委員会、警察、関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠で

ある。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止・転学退学措置

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒指導部が連携し出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

学校法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることが出来る。ただし体罰を加えることはできない。

学校法施行規則第13条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

3 警察との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

4 地域その他関係機関等との連携

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、北海道中央児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

《少年サポートセンター》

警察本部少年課少年サポートセンターでは、警察官、少年警察補導員、少年心理専門官（臨床心理士）が配置され、子どもを非行や犯罪被害から守る活動、非行少年の立ち直り支援などの活動をしています。

《北海道中央児童相談所》

18歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校での問題などについて相談に応じ、子どもが明るく健やかに成長していくようお手伝いをする相談機関です。

チェックポイント2【関係機関との連携】

- ☐ いじめ問題の解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、北海道中央児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- ☐ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- ☐ PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を進めているか。

5 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

《カウンセリング・マインド研修》

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等、研修内容は多岐にわたる。

《OJT(On The Job Training)研修》

先輩が後輩に対し、具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、習得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

いじめ早期発見のためのチェックリスト（参考例）

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

●日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる

●授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

●昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

●その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする